

柑 芦 会 会 則

細 則

(支部別役員定数)

会則第10条に掲げる理事及び監事の支部別定数は、次のとおりとする。

支部名	理事 定数	監事 定数	支部名	理事 定数	監事 定数
和歌山	10～12	1	山 陰	1	
大 阪	15～19	1～2	山 口	1	
東 京	6 ～ 8		徳 島	1	
東 海	3 ～ 5		高 知	1	
神 戸	3 ～ 5		香 川	1	
京 滋	2 ～ 3		愛 媛	1	
北海道	1		九 州	1	
東 北	1		沖 縄	1	
北 陸	1		北 米	0	
福 井	1		韓 国	0	
静 岡	1		台 湾	0	
三 重	1		南太平洋	0	
姫 路	1		マレーシア	0	
岡 山	1		その他	1	
広 島	1				
			合 計	57～70	2～3

(会長選任)

この細則は、第19条2項会長の選任方法について必要な事項を定める。

(選任時期)

1. 会長は次の各号により不在となった場合、理事会で選出する。

- (1) 会長の任期満了
- (2) 会長辞任の場合
- (3) 会長が死亡その他の事由により欠けた場合

(候補者の選出)

2. 任期満了に伴う会長改選については、下記の手順に基づき選任手続きを行うものとする。

- (1) 事務局は、定時理事会開催月の3ヶ月前に各支部に会長候補を含めた新役員の推薦依頼を行う。
- (2) 支部は、定時理事会開催月の2ヶ月前迄に、会長候補を含めた新役員候補の推薦を行う。
- (3) 支部から候補者の推薦が無い場合、常務役員会において、適任者を人選し推薦を行う。

(選任の方法)

3. 会長の選任は、理事会において出席理事の過半数の決議によって行うものとする。

(その他重要事項)

この細則は、第19条4項「その他重要事項」についての細目を定める。

- 1.資金の運用
- 2.資金の借入れ
- 3.不動産の売買
- 4.その他、会の運営に大きな影響を与える事項

制 定	昭和 43年 11月 15日		
一部改定	昭和 46年 11月 19日	一部改定	平成 7年 5月 27日
”	昭和 51年 4月 1日	”	平成 8年 5月 25日
”	昭和 55年 6月 14日	”	平成 10年 5月 30日
”	昭和 61年 1月 31日	”	平成 11年 5月 28日
”	昭和 63年 6月 4日	”	平成 14年 5月 25日
”	平成 元年 6月 3日	”	平成 15年 5月 31日
”	平成 2年 5月 26日	”	平成 19年 5月 26日
”	平成 3年 6月 1日	”	平成 25年 5月 25日
”	平成 6年 5月 28日		